

- I. 寄附の質的制限に関するガイドラインの公表及び適用除外要件該当性の通知
- II. 日本版司法取引の導入等を内容とする刑事訴訟法等を改正する法律案について
- III. 当局の捜査・調査手法の米国司法省化

2015年  
8月号

## I. 寄附の質的制限に関するガイドラインの公表及び適用除外要件該当性の通知

執筆者：山田将之

本年5月29日、総務省は、「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます)を公表しました<sup>1</sup>。

政治資金規正法(以下「法」といいます)は、国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(以下「補助金等」といいます)の交付の決定を受けた会社その他の法人が、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない旨規定しています(寄附の質的制限、法22条の3第1項)。ただし、「試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの」については、寄附の質的制限の適用対象となる補助金等から除外されます(適用除外要件)。

これまで、どのような場合に「試験研究・調査」や「災害復旧」に係るもの、「性質上利益を伴わないもの」に当たるのかについての明確な判断基準がなく、寄附の質的制限が適用されるのかどうか判断することが難しい場面がありました。例えば、助成金がなければ赤字であるが、国が国策として推進している事業であるため、採算度外視で当該事業を行っているような場合、当該助成金は国策によるものであるから「試験研究・調査」に係るものである、あるいは、助成金は事業を行うことにより生じる赤字を補填するためのものであるから「性質上利益を伴わないもの」に該当する、と考えることも可能であるものの、本当にそのような理解でよいのか、会社としては悩ましい問題でした。

今般公表されたガイドラインは、国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限に係る適用除外要件について、その運用基準を明確化することを目的としており、例えば、「試験研究・調査」に係る補助金等とは、一般的に①試験研究・調査の課題が特定されていること、及び②当該事業の結果生じる収益について収益納付措置が設けられていることという性質を有するものであるとしています。また、ガイドラインでは、独立行政法人等が交付決定を行うものは「国」が補助金等の交付決定を行うものでないことから寄附の質的制限の対象とならないことが明確化されているなど、寄附の質的制限の各要件について解説されています。

かかるガイドラインの公表と合わせて、本年5月29日以降に国が補助金等の交付決定通知を出す際には、補助金等を所管す

<sup>1</sup> [http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000190.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000190.html)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

る各府省庁が、適用除外要件に該当するか否かの分類結果を通知する運用が開始されました。補助金等が寄附の質的制限の適用対象となる場合にその旨が通知されるだけでなく、補助金等が寄附の質的制限の適用対象とならないと考えられる場合にもその旨の通知がなされるようです。かかる運用は、補助金等の交付を受ける企業にとって、政治寄附をするか否かを判断する際の大きな助けとなるでしょう。

なお、ガイドライン及び適用除外要件に該当するか否かの分類結果の通知は、国が交付決定を行う補助金等を対象としたものであり、地方公共団体が交付決定を行う補助金等を直接の対象にしたものではありません。地方公共団体が交付決定を行う補助金等についても、国が交付決定を行う補助金等と同様に寄附の制限がありますが(法 22 条の 3 第 4 項)、基本的な考え方は国が交付決定を行う補助金等の場合と変わりませんので、地方公共団体から補助金等の交付を受ける場合には、ガイドラインを参考に、各社において寄附の質的制限の適用対象となるかを検討することになるでしょう。



やまだ まさゆき  
山田 将之

西村あさひ法律事務所 弁護士

[m2\\_yamada@jurists.co.jp](mailto:m2_yamada@jurists.co.jp)

2005 年弁護士登録。2012-2013 年、ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

## Ⅱ. 日本版司法取引の導入等を内容とする刑事訴訟法等を改正する法律案について

執筆者：平尾覚

本年 8 月 7 日、日本版司法取引の導入等を内容とする刑事訴訟法等を改正する法律案が衆議院本会議で修正可決されました。同法案は、今後参議院で審議が行われることとなりますが、報道等によれば、今国会での成立が見込まれるとのことです。

日本版司法取引の概要については、木目田弁護士と共同執筆した「日本版司法取引が企業活動に与える影響」(商事法務 2052 号)と題する論文において紹介しているところですが、一言で言えば、被疑者・被告人が他人の刑事事件に関する検察官の捜査・訴追に協力するのと引き換えに、検察官が被疑事件・被告事件について不起訴処分や求刑の軽減等を約束するという取引を認める制度です。上記論文は法律案作成前の段階で執筆した論文であったことから、法人が日本版司法取引の主体となり得るか否かについては不明な部分が残っていました。しかし、今般の法律案においては、日本版司法取引の主体は「被疑者及び被告人」であるとされ、特段法人が除外されていません。刑事訴訟法において単に「被疑者」「被告人」といえば法人も含むことから、法人が日本版司法取引の主体となることは法律案によって明確となったと考えられます。この点については、本年 5 月 20 日の衆議院法務委員会において、林眞琴法務省刑事局長が「現行の刑事訴訟法においても、会社等の法人も被疑者又は被告人となり得るとされておりまして、今回、合意制度(筆者注：日本版司法取引のこと)において検察官との間で合意をすることができる者は被疑者又は被告人となっておりますので、こういったことから、法人もその合意の主体となり得るものと考えております」と答弁していることから明らかです。

刑事訴訟法等を改正する法律案については、衆議院において修正が行われました。日本版司法取引に関して行われた修正は以下のとおりです。

- ・ 検察官が司法取引の必要性を判断するに際して、被疑者・被告人が犯した犯罪とこれから捜査・訴追協力しようとする犯罪の関連性を検討することとされた。
- ・ 原案では、被疑者・被告人及び弁護人の異議がないときは、司法取引のための検察官の協議を被疑者・被告人又は弁護人のいずれか一方が行うことができるとされていたところ、被疑者・被告人及び弁護人の異議がないときは、弁護人のみで協議を行うことができると改められた(被疑者・被告人だけでは協議ができない。)

1 点目の修正ですが、衆議院の審議の過程で、自らが全く関与していない犯罪について捜査・訴追協力することにより司法取引を行うことができるとした場合、捜査・訴追協力をする側にはリスクがない故に、事実無根の申立をするなど、冤罪を引き起こすおそれが生じるのではないかと懸念が議員から示されたことを受けてのものであります。もちろん、「犯罪の関連性」は、検察官が司法取引を行うか否かを決定する際の考慮要素に過ぎませんので、自らが全く関与していない犯罪について捜査・訴追協力することも依然として司法取引を行うことは可能な仕組みとなっております。もっとも、実務上、日本版司法取引が活用される場面は、自ら

が共犯者として関与した犯罪の捜査・訴追に協力する場合であると思われ、今般の修正により、日本版司法取引の姿が大きく変わることはないと考えられます。

また 2 点目の修正ですが、司法取引の過程をより透明化するためにも、被疑者・被告人と検察官のみによる協議を許すべきではないとの問題意識によるものです。

日本版司法取引は、いわゆる企業犯罪の捜査・訴追のあり方にも大きな影響を与えるものと考えられており、今後も注目していきたいと考えています。



ひらお かく  
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 弁護士

[k.hirao@jurists.co.jp](mailto:k.hirao@jurists.co.jp)

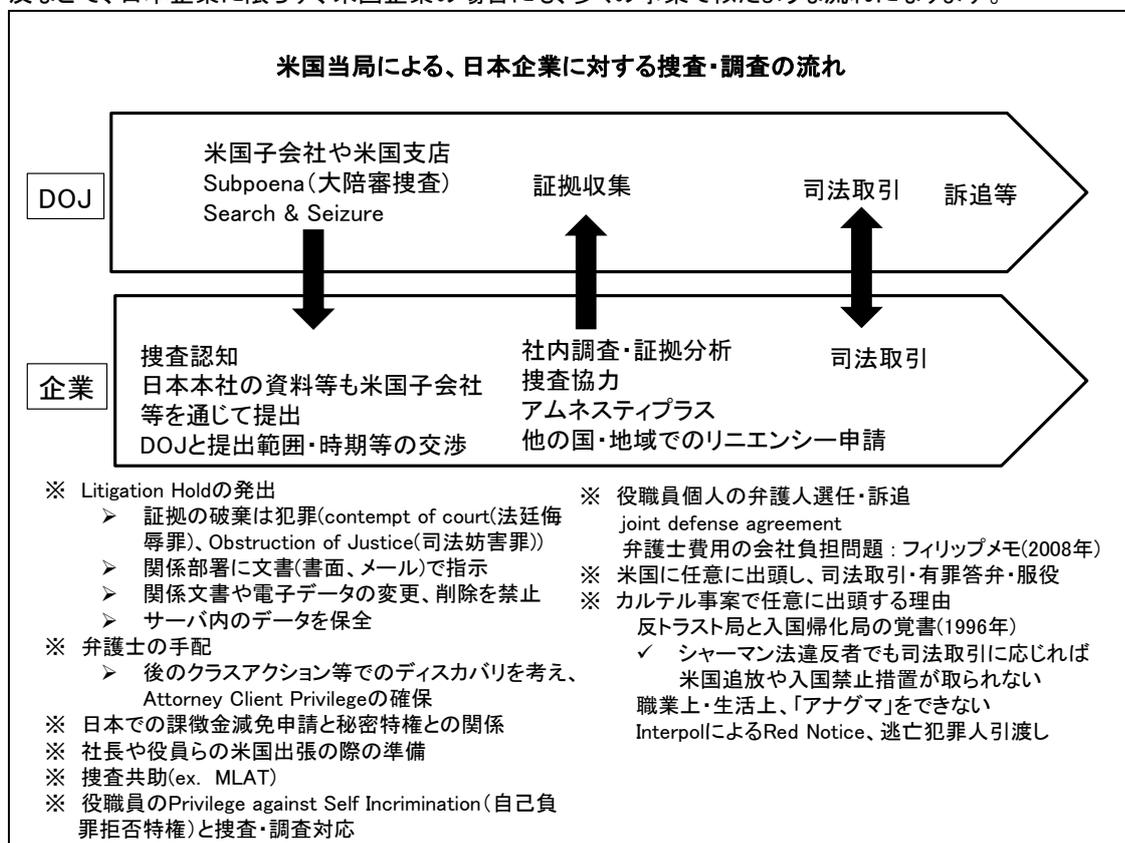
公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手がける。

### Ⅲ. 当局の捜査・調査手法の米国司法省化

執筆者: 木目田裕

(1) 最近、金商法違反や従業員不祥事(横領・背任等)といった事案で、日本の捜査・調査の手法(以下単に「調査手法」という)が、企業犯罪における米国司法省(以下「DOJ」という)の調査手法に近付きつつある、と感じることが多くなっています。

(2) ここで問題にしている DOJ の調査手法とは、要するに「企業側の自主的調査への大幅な依存」、ということです。先日、公正取引 777 号 34 頁に「米国反トラスト法における日本企業が関わる刑事事件について」でも概要を説明しましたが、企業犯罪における DOJ の捜査・調査の流れは、多くの事案で、次の図のとおりとなります。カルテル、FCPA、証券法違反などで、日本企業に限らず、米国企業の場合にも、多くの事案で似たような流れになります。



つまり、DOJ の調査手法の特徴は、

- ① 企業にベンダーを起用させて、電子メールや電子ファイル等のキーワードや一定のロジックによる検索をさせる
- ② 企業側弁護士に、①で抽出した電子データや紙媒体の資料のレビューをさせ、関係者のヒアリングもさせる
- ③ 企業側弁護士に②の調査状況を随時報告させ、DOJ 側の手持ち情報(内部通報や他の関係者の調査協力を通じて得ているもの等)にも照らしつつ、企業側弁護士に宿題を与えて追加調査させて追加報告させる
- ④ その結果、「違法性あり」との心証となれば企業側弁護士と deferred prosecution agreement や plea bargaining の交渉を行い、「違法性なし」となれば調査を打ち切る

という流れをたどります。

誤解を恐れずに大ざっぱな言い方をすれば、DOJ の検察官は、自分では電子データや紙媒体の資料を検討しないで、企業側弁護士に検討させ、企業側弁護士に提出させた重要証拠を見るだけであり、関係者の取調べも、ごく少数の重要な関係者の取調べを行うだけであり、それ以外の関係者の取調べは企業側弁護士にやらせるわけです。以下、本稿では、こうした調査手法を「DOJ 型調査」と表現することにします。

(3) 他方、従来から、日本の当局の捜査・調査は、

- ① 当局が企業から膨大な電子データや紙媒体の資料を押収し、
- ② 当局自らが電子データ・資料を検討し、
- ③ 当局自らが関係者の取調べをする

というものであり、部分的に企業側に調査させることはあるものの、基本的には当局が自らの手で自らが調査するというものです。以下、本稿では、こうした調査手法を「日本型調査」と表現することにします。

しかし、最近、日本の当局の調査手法も、DOJ 型調査に近付くようになっていきます。もとより、日本の当局であれ、DOJ であれ、日本型調査と DOJ 型調査を併用しており、そのいずれにウエイトを置くかが違うだけなのですが、最近では、日本の当局の調査手法において、従来の日本型調査より DOJ 型調査の色彩ないし濃度が高まっているように感じています。

例えば、金商法に課徴金制度が導入された後、粉飾決算の事案では、SESC は、自ら資料の検討や関係者取調べをある程度は行うものの、基本的には企業が設置した第三者委員会の調査結果に依拠して、課徴金納付命令の勧告の要否を検討します。SESC が自ら詳細・全般的な調査を行うのは、刑事事件としての処理が念頭にあるケースや、第三者委員会の調査を信用できないケースなど、むしろ例外的なように思います。

そもそも、日弁連の第三者委員会ガイドラインが策定された背景には、SESC や東証としては粉飾決算事案で第三者委員会の調査結果に依拠したいのに、お手盛りの信用できない調査をする第三者委員会が目につくようになったから、という事情があります。ちなみに、私が理解するところでは、粉飾決算事案の処理で SESC が第三者委員会の調査結果に依拠する理由は、①ある特定の取引や商流で粉飾決算があったとしても、他の取引でも粉飾決算があるかもしれない、調査経済の観点からコアの部分のある程度解明しさえすれば、残りの全容解明は企業側(第三者委員会)に行わせる方が効率的であること、②有価証券報告書等の虚偽記載があったというためには、その前提として何が「正しい」有価証券報告書等の記載内容なのかを確定する必要があるところ、会計処理には、ある程度企業側の見積り性・裁量性という面もあるため、どの期に遡って売上や棚卸資産等のうち何円分を訂正するか等は第一次的に企業に対応させる必要があること(具体的には、企業側に、第三者委員会の調査結果に従って「正しい」有価証券報告書等(具体的には訂正報告書)を作成させ、監査法人の監査を経る)が考えられます。

最近 4、5 年では、粉飾決算事案に限らず、公募増資インサイダーなどのインサイダー取引の事案や相場操縦等の事案についても、SESC は、企業側が起用した弁護士に電子データや紙媒体資料のレビューや関係者ヒアリングといった調査を行わせて、弁護士に調査結果を報告させ、追加調査を指示するといった DOJ 型調査の手法をとることが多くなっているように思います。

こうした現象は、SESC に限りません。最近では、検察や警察についても同様の DOJ 型調査を行う場面が増えているように思います。

例えば、被疑者サイドの話ではなく、被害者サイドの話になりますが、告訴告発をする際には、従来から、企業側代理人たる弁護士がかなりの調査を行って検察・警察に説明して、検察・警察に事件として取り上げようという気になってもらう必要がありました。従来は、その場合でも、検察・警察は、企業側の弁護士の調査結果の確度をかなり割り引いているため、告訴・

告発の受理の前の段階で、それなりに起訴価値や起訴可能性を見込まれる事案であれば、検察・警察が（いわば企業側弁護士をあまり信用しないで）自らの手で、かなり詳細に資料検討や関係者の取調べを行っていたように思われます。ところが、最近では、検察・警察も、企業側弁護士を十分に信用して、企業側弁護士に関係者の陳述書（供述調書に相当）の作成を指示したり、電子データや紙媒体の検討（「物読み」）を指示するなど、日本型調査より DOJ 型調査の比重が高まっているように思います。このことは告訴告発の場面に限りません。企業や企業関係者が被疑者として立件された案件で、従来は、不起訴処分が念頭にある事案でも、検察や警察がそれなりには関係者の取調べを自ら行うことが多かったように思うのですが、最近では、企業側の弁護士に陳述書を作成させたり、ある特定の事項の調査をさせて調査結果の報告書を提出させるなどして、不起訴処分が見込まれる事件では、企業側弁護士に調査させ、その調査結果を批判的に検討して追加調査を指示する、というケースが増えているように思います。

(4) 日本の当局において DOJ 型調査の傾向が強くなっていることの要因としては、種々の要因が考えられるところですが、主要なものとしては、次の要因が考えられます。

- ① 第三者委員会の設置・調査が日本企業に広く普及し、日弁連ガイドライン等の浸透もあって、当局も第三者委員会や企業側弁護士の調査を（昔よりも格段に）信用するようになったこと
- ② IT 化が進み、「物読み」は、紙媒体だけでなく、電子データが必須になっているところ、関連性のある電子データの抽出には、フォレンジック手法の活用が必要であり、その専門性・コストから、当局が自前で行うよりは企業に行わせる方がよいこと
- ③ 企業不祥事のグローバル化により、日本の当局の担当者が米国当局と捜査・調査共助や協力を行う機会が増えており、米国流のやり方に違和感やアレルギーを感じなくなりつつあること（日本版刑事司法取引の導入なども、そうした現象の 1 つかもしれません）

(5) 日本の当局における DOJ 型調査の活用は、当局の限られた人的・物的資源の有効活用（それによる真に重大な案件や難易度が高い案件への注力）という面から合理的であると考えられます。2000 年代初頭に一般刑法犯の検挙率が下がって体感治安の悪化などと言われた時期がありましたが、私個人の意見としては、体感治安悪化の要因の一つとして、捜査書類の増大（冤罪事件だけでなく、被告人が自認しているのに無罪にするような裁判もあったことから、通常の窃盗事案でも種々の裏付けなどの捜査を行って、紙の束（捜査書類）を大量に作る必要があったこと）による、警察（加えて検察）の捜査余力の減退があったと思います。一般刑法犯であれ、企業犯罪や企業不祥事であれ、当局の人的・物的資源には限りがある以上、企業側弁護士を活用することは非常に合理性が高いと考えます。

また、弁護士の立場から見ても、日本の当局における DOJ 型調査の活用は、当局と弁護士との間の信頼の高まりを示すものであって、真の意味の法曹一元の 1 つの現れであると思います。

以上を踏まえると、今後は、日本の当局における DOJ 型調査の活用は一層進んでいくであろうと思われます。もとより、そうだからといって、弁護士としては、当局やマスコミに迎合したり、当局やマスコミにおもねるべきではありません。危機管理を扱う弁護士としては、企業のダメージの早期回復・最小化を目的として企業側にアドバイスしていく必要があります。しかし、だからといって、弁護士が事実や実態を隠ぺいしたり偽ることは許されず、そのようなことをすれば当局や世論からの信頼を失うこととなります。案件の適切・妥当な解決及び企業におけるコンプライアンスの一層の徹底のためには、いずれにしても「事実」が前提になる以上、弁護士としては、社内調査や第三者委員会調査に関与するに際しては、証拠に対する真摯な姿勢を忘れず、誇張・推測も隠ぺい・虚偽もすることなく、事実を解明する必要があると考えます。



きめだ ひろし  
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟（責任追及訴訟、敵対的買収防衛）、独禁法関係争訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1) 関係当局による調査・捜査への対応、(2) 適時開示を含めた証券取引所対応、(3) 監督官庁等の官公庁対応、(4) マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。